

金、資、(甲)第一五號

大東亞共榮圈內ニ於ケル資金交流ノ方法及機構ニ關スル研究

(昭和一七六一九)

世界經濟調查會
金融研究部



大東亞共榮圈內ニ於ケル資金交流ノ方法及機構ニ關スル研究

(昭和一七六一九)

目次

第一、企畫及統制機關

一頁

第二、統制ノ方式及機構(爲替管理、爲替集中及資金集中)

三頁

第三、爲替取引卜其ノ決濟方法(本邦各地域間取引、各地域間取引ノ場合)

一三頁

大東亞共榮圈內ニ於ケル資金交流ノ方法及機構ニ關スル研究

(昭和一七六一九)

第一、企畫及統制機關

共榮圈內資金ノ交流ガ物資ノ交流、勞力ノ移動、生産組織ノ再編成等ニ關スル綜合的企畫ニ基ク日本ヲ中心トスル資金計畫ニ據ツテ行ハルベキデアアル事ハ前回考究ノ通りデアアル。

然ラバ其ノ方法及機構ヲ如何ニスベキカト言フニ此ガ中心機關トシテ政府部内ニ高度ノ權能ヲ有スル企畫委員會ヲ設置スル事ガ最モ望マシイ。右委員會ニ於テ毎半年乃至一ケ年間ノ資金計畫ヲ樹立シ之ヲ各地域ノ統制機關ニ實施セシムルコトトス。但シ其ノ實施ニ當ツテハ滿關支蒙疆方面、南方占領地域及泰佛印方面ニヨリ自然其ノ方法ヲ異ニスルヲ要スルデアラウ。

(一) 滿關支蒙疆方面

既存機關ヲ活用シ例ヘバ滿洲ニ於テハ政府經濟部及滿洲中央銀

行ニヨリ、關東州ニ於テハ關東廳及本邦銀行ニヨリ、蒙疆ニ於テハ政府財政部及蒙疆銀行ニヨリ、北支ニ於テハ財務官又ハ興亞院及中國聯合準備銀行ニヨリ、中支及南支ニ於テハ財務官又ハ興亞院及中央儲備銀行ニヨリ相聯繫シテ統制シ企畫的資金ノ交流ヲ行ハシムルヲ可トスルデアラウ。

(二) 南方占領地域

南方占領地域ニ於テハ軍政施行中ハ軍政部財務部長ノ統制ニヨルコト勿論デアルガ、其ノ後ノ段階ニ於テハ各地ノ政治形態ニ應ジ總督制トナル場合ハ總督府財務部長、新政權樹立ノ場合ハ本邦トノ協同機關ニヨリ一元的ニ統制ヲ實行セシムルコトが適當デアラウ。

(三) 泰及佛印

泰及佛印ハ獨立國及獨立國ノ屬領デ主權尊重ヲ要スル地域デア
ルカラ共榮圈ノ企畫的經濟運行ニ協力セシムル意味ニ於テ、本

邦人及當該國人各々同數ヨリナル混合委員會ヲ組織セシメ當該國ノ統制ヲ指導セシムルコトガ適當デアラウ。

第三統制ノ方式及機構

一、爲替管理

統制ノ基本方式ハ各地域間ノ資金ノ移動ヲ伴フ諸取引ヲ許可制トスルコトデアリ、方法トシテハ爲替管理令ノ施行ヲ必要トスル。乍然各地域ノ特殊性ニ從ヒ其ノ緩嚴ニツキ考慮ヲ拂フ必要ガアル。即チ本邦ヲ中心トシタル共榮圈一体ノ綜合的企畫ニ基ク統制デアルカラ、本邦ノ威力ノ及ブ程度ニ從ヒ、當該地域ニ實施セル爲替管理ニ對應シテ本邦ノ爲替管理法ニヨル取締ニ手心ヲ加ヘテ效率的運用ヲ計ルト共ニ、新ニ爲替管理ヲ實施スル南方地域ニ於テハ本邦爲替管理トノ重複取締ヲ避クルヤウ最初ヨリ配意シテ之ヲ定メ又ハ本邦爲替管理法ヲ改正シテ兩者ガ融合一体トナリ取締ノ目的ヲ達シ得ルヤウ措置スベキデアル。即チ

(一) 滿關支蒙疆方面

中南支以外本邦ニ倣ヒ爲替管理法ヲ施行シ居ルヲ以テ（註）、可及的速カニ中南支ニモ北支同様ノ爲替管理法ヲ實施セシメ、對本邦及右各地域間取引ハ中央ノ資金企畫ニ基キ左ノ方針ニテ運用セシムルヲ可トスルデアラウ。

(イ) 物資ノ輸移出入ニ就テハ別ニ貿易管理ヲ實施シ、其ノ許可ヲ得レバ別ニ之ニ伴フ決済爲替ノ取組ニ就テハ許可ヲ要セザルモノトシ、物資ノ交流ト之ニ伴フ資金ノ交流トヲ一体ナラシムルコト。

(ロ) 資本ノ投資、還流ニ就テハ嚴重ニ査定ノ上許可主義トスルコト。
 (ハ) 運賃、保険料、營業損益、經費等營業ニ關スル資金ノ移動ハ各地域ノ資金計畫ノ枠内ニ於テ可及的ニ之ヲ認メ許可スル方針トスルコト。

(ニ) 旅行費、滞在費、家族送金等ハ各地域間ニ於テ一定限度ヲ協定

シ限度以下不要許可トスルコト。

(ホ)前記各項資金ノ移動ニ就テハ本邦ヲ中心トスル連絡會議ニヨリ其ノ方針及限度ヲ決定スルコトトシ個々ノ取引ニ於テハ爲替取組ニ就テ許可ヲ得レバ之ガ決濟乃至受取ニ就テハ許可ヲ要セザルコトトスルコト。

(註) 滿洲國外國爲替管理法

康德二年(昭和十年)十二月十日ヨリ實施

關東州外國爲替管理法

昭和十六年十一月十五日ヨリ實施

蒙疆銀行管理法

成吉思汗紀元七三五年(昭和十五年)九月一日ヨリ實施

華北外國爲替管理規則

昭和十六年八月十一日ヨリ實施

(二) 南方占領地域

軍政期ニ於テハ軍令ニヨリ、總督制トナル場合ハ總督令ニヨリ、爲替管理令ヲ施行シ、南方開發令庫或ハ本邦銀行或ハ現地中央銀行設立ノ場合ハ當該中央銀行ニヨリ運用セシムルモ、左ノ如キ方

針ニヨルヲ可トスルデアラウ。

(イ) 物資交流ニ伴フ資金交流ヲ臨時軍事費特別會計ヨリ一元的ニ行
フコトハ交流物資ノ全部又ハ大部分ガ軍需關係資材ナル場合ニ
ハ適當ナルベキモ、民需物資ガ漸次増加スルニ至ラバ物資ノ交
流ヲ要許可トシ、此ニ伴フ爲替ノ取組及支拂ヲ之ニ附帶セシム
ルコト。

(ロ) 資本ノ投資及還流ハ嚴重ナル要許可事項トスルコト。

(ハ) 保険料、運賃、營業損益、經費等ハ要許可事項トスルモ本邦ト
ノ間ノ交流ハ可及的寛大ニ査定スルコト。

(ニ) 旅行費、滞在費、家族送金等ハ限度ヲ定メ不要許可トスルコト。

(ホ) 個々ノ取引ニ就テ爲替取組ノ許可ヲ得レバ其ノ決濟乃至受取ニ
就テハ許可ヲ要セザルコトトスルコト。

新政權樹立ノ場合ハ爲替管理法ハ新政府ノ法令ニヨルモノトシ、
之ガ運用ハ前記協同機關ヲシテ行ハシムルコトトス。

(三) 泰及佛印

佛印ニ於テハ既ニ嚴重ナル爲替管理法ヲ施行シ居リ又泰國ニ於テモ既ニ爲替管理法ヲ公布シ近ク施行細則ノ制定ニヨリ實施ヲ見ル豫定ナル由デアアル。故ニ前記ノ混合委員會ニヨリ左ノ方針ノ下ニ本邦ニ協力セシムル必要ガアラウ。

(イ) 本邦トノ物資ノ交流ハ貿易協定ニ基キ要許可トシ之ニ伴フ爲替ノ取組決濟ニハ許可ヲ要セザルコト。

(ロ) 旅費、滞在費、家族送金ニ就テハ相互的ニ一定限度ヲ定メ不要許可トスルコト。

(ハ) 其他ノ送金、委託支拂等ニ就テハ取組支拂共ニ要許可トスルモ、運用ノ適否ニ就テハ混合委員會ヲシテ監督セシムルコト。

二 爲替集中及資金集中

資金ノ交流ヲ綜合的企畫ニ基キ統制ニヨツテ實行セシムル以上ハ統制者ガ爲替相場ヲ決定シ且ツ爲替相場變動ノ危險ヲモ負擔スル事ハ制度上當然ノ措置デアアル。其ノ爲メニハ統制者又ハ其ノ代理機關ニ爲替ヲ集中シ且ツ之ニ伴ヒ資金ノ集配ヲ行フ事ガ必要デアアル。

此ノ爲替集中制度ニハ二ツノ方法ガアル。即チ

(1) 本邦ニ於テ一元的ニ集中スル方法

本邦ノミナラズ各地域ニ於テ起ル爲替モ當該爲替銀行ノ本支店又ハ代理店ノ機構ヲ通ジテ全部本邦内爲替銀行ニ集中シ、之ヲ取纏メテ統制者ニ集中スル方法デアアル。此ノ場合ニモ賣買爲替ヲ各々賣買別ニ悉皆付換ヲナス方法ト賣買ノ差額ノメヲ付換フル方法トガアル。前者ハ統制者ニ對シ監督上ノ便宜ト收入ノ増加ヲ齎スガ、手續煩瑣ニシテ手數ヲ要スルコト多キニ對シ、後者ハ爲替銀行ニ對シ爲替ノカバリーヲ供給シ、常ニ其ノボジシヨンをケエアリーナ

ラシメ爲替相場變動ニヨル損益ヲ起サシメズ、投機ヲ抑制スル機能ヲ果シ、手續簡單ナル便宜ガアル。本邦ニ於ケル現行制度ハ前者デアル。

(四) 各地域別ニ集中スル方法

此ハ各地域ニ於テ各々其ノ統制者又ハ代理機關ニ對シ爲替ヲ集中ヲ行ヒ、爲替銀行ノ各地域ニ亘ル本支店間ノ爲替集中ヲ許サ、ル方法デアル。

(イ) ハ現地通貨表示主義ヲトル場合デアリ、即チ現地通貨表示トスレバ、爲替ノ換算ハ總テ本邦ニ於テ起リ、爲替銀行ノ外貨爲替ノ賣買トナルカラ、本邦ニ於テ爲替ノ集中ヲ行フ必要ガアル。

(ロ) ハ圓貨表示主義ヲトル場合デアリ、即チ圓貨表示トスレバ、爲替ノ換算ハ總テ現地ニ於テ行ハレ、現地ニ於ケル圓爲替ノ賣買トナルカラ、現地ニ於テ圓爲替ノ集中ヲ行フノガ妥當デアル。此ノ場合現地ニ於ケル爲替銀行ノ圓爲替ノ賣買持チ本支店ノ機構ヲ通ジテ本邦

ニ集メ、本邦ニ於テ一元的ニ集中スル方法モアル。然シ乍ラ此ハ名目上ノ圓爲替主義デアツテ、特ニ本邦ガ爲替相場變動ノ危険ヲ負擔スル理由ソナイ限り採ラザルヲ可トスル。或ハ本邦ガ爲替相場ノ決定權ヲ持ツ爲メニハ、本邦ニ於テ一元的ニ爲替ノ集中ヲ行フベキデアルトノ議論モアラウガ、物資ノ交流ガ企畫的ニ協定ニ依ルベキモノデアツル以上、爲替相場ノ決定モ亦當然兩者ノ協定ニ依ルベキモノデアツテ、決シテ一方的ニ決定スベキモノデハナク、從ツテ現地集中制ヲ採ツテモ、本邦ガ相場決定ニ就キ發言權ヲ失フ事トハナラナイ。且ツ共榮圈内ニ於ケル本邦ノ實力ハ之ヲ施行スルニ充分デアルト信ズル。

ソレデ(イ)(四)ノ何レニ據ルベキカハ結局共榮圈内ノ爲替ヲ現地通貨表示主義トスルカ、圓貨表示主義トスルカニヨツテ決定セラルベキデアル。

然ラバ圓爲替ト現地通貨爲替ト其ノ優劣如何ト言フニ、圓爲替トス

ル方ガ左ノ點ニ於テ優ツテ居ルヤウニ考ヘラレル。

(1) 共榮圈ニ對シ經濟プロツクトシテノ統一性ヲ與ヘプロツク觀念ヲ助成スル。

(2) 共榮圈内ニ於ケル各地域ノ通貨ヲ圓貨ニリンクセシメ、通貨發行準備ヲ日本銀行ニ圓勘定トシテ保有セシムルニ付テモ、圓爲替トスル方ガ便宜ガ多イ。

(3) 圈外取引ニ對シテモ圓爲替ヲ採用セシムレバ、圈外諸國ト圈内諸地域トノ取引ヲモ監視統制シ得ル便宜ガアル。共榮圈内ノ取引決済ヲ圓爲替トシテ置ケバ、圈外取引ニ對シテモ圓爲替ヲ強要シ、又ハ漸次之ニ誘導スル上ニ便宜ガ多イ。

以上ノ如ク圓爲替主義ガ優レルモノトセバ、名實共ニ圓爲替制度ヲ採用スベキデアリ、随ツテ爲替ノ集中ハ現地集中ニヨルベキコトトナル。

次ニ資金集中ノ問題デアルガ、資金集中ハ本來爲替集中ニ随伴セシ

ムルチ原則トスル。蓋シ爲替集中ノミチ行フ時ハ、爲替銀行ノ資金ハ別個ニ之ヲ調整スル必要ヲ生ジ、各地域間ニ於テ取引依頼者ト銀行トノ間ニ於ケル爲替取引ニ基ク資金ノ移動ト離レテ、銀行ノ資金關係ニテ地域間ノ資金移動が行ハレルコトトナル。然ルニ爲替集中ニ伴ヒ資金ノ受拂ヲナス制度トスレバ、個々ノ爲替取引ニヨル資金ノ移動ガ其ノ都度行ハレ、別ニ爲替銀行ノ資金調整措置ヲ必要トセズ、統制上便宜ガ多イカラデアル。

而シテ各地域ニ於ケル爲替及資金集中ノ方法トシテ、賣買爲替全部ヲ賣買別ニ集中スル總額集中法ニヨルベキカ、或ハ賣買差額ノミチ集中スル差額集中ノ方法ニヨルベキカハ、地域ノ實情ト既成事實ニヨリ異ナラシムルチ可トスラウ。即チ佛印ニ於テハ既ニ總額集中制ヲ實行シテ居リ、泰國ニ於テモ財政收入ヲ得セシムルコト及佛印同様ノ制度ヲ認ムル外交的措置トシテ、總額集中制ニ據ラシムルコトトモナラウガ、其ノ他ノ地域ニ於テハ一樣ニ差額集中制ニ據

ラシムルヲ可トスル。蓋シ滿蒙蒙疆北支ニ於テハ既ニ差額集中制ヲ採用シテ居ルコト及制度ヲ簡單ニシテ時局柄人手ヲ省ク必要ガアル爲メデアアル。

第三爲替取引ト其ノ決濟方法

前述ノ如ク共榮圈内各地域間ノ資金交流ハ企畫的ニ爲替管理ニヨル統制ノ下ニ圓爲替ニヨツテ之ヲ行ヒ、且ツ各地域ニ於テ爲替集中及資金集中ヲ行フ制度ヲ採ルモノトスレバ取引ノ方法及機構ハ左ノ如クスルヲ可トスルデアラウ。

(一) 本邦各地域間取引

(イ) 爲替取引ハ總テ爲替銀行ヲ相手方トシ前記爲替管理ノ方針ニ從ヒ許可ヲ得又ハ不要許可ノ範圍ニ於テ爲替ノ取組、支拂等ヲナスモノトスル。

(ロ) 爲替及資金集中ハ總テ本邦以外ノ各地域ニ於テ行ハレ、爲替銀行ハ各地域ノ政府又ハ中央銀行（政府又ハ中央銀行設立以前ニ

於テハ南方開發金庫ノ支金庫ニ對シ爲替ノ付換ヲナシ結局爲替ノ賣買差額ノ~~ニ~~付資金ノ受拂ヲ行フ。
 即チ各地域ノ集中機關ハ日本銀行ニ圓勘定ヲ開設シ當該地域ニ於テ現地通貨ノ受拂ヲナスト同時ニ、東京ニ於テ當該爲替銀行ノ本支店ト日本銀行ニ於ケル右圓勘定トノ間ニ圓貨ノ受拂ヲナス。

□ 各地域間取引ノ場合

(イ) 爲替管理法ニ從ヒ爲替銀行ヲ相手方トスルコト前項ノ場合ト同様デアル。

(ロ) 爲替ハ原則トシテ圓爲替デアルカラ取組及決濟兩地ニ於テ換算ガ起リ從ツテ各々兩地ニ於テ個々ニ圓爲替ノ集中ガ行ハレル。
 右ノ結果兩地間ノ貸借ハ日本銀行ニ於ケル兩地集中機關ノ圓勘定ノ振替ニヨリ自動的ニ行ハレルコトナル。例ヘバ馬尼拉ヨリ昭南向送金爲替ヲ取組ム場合ヲ見ルニ、馬尼拉ニ於ケル爲替

銀行ハ依頼者ニ對シテ昭南支店拂ノ圓爲替ヲ賣却シ、同時ニ馬
尼拉ニ於ケル爲替集中機關ヨリ圓爲替ヲ買フ。昭南支店ハ受取
人ニ對シ對圓爲替相場ニテ換算海峽弗貨ヲ支拂ヒ、同時ニ昭南
ニ於ケル爲替集中機關ニ對シ圓爲替ヲ賣ル。其ノ結果東京ニ於
ケル同行本支店ハ日本銀行ニ於ケル馬尼拉爲替集中機關ノ圓勘
定ヨリ圓貨ヲ受取り昭南爲替集中機關ノ圓勘定ニ當該圓貨額ヲ
振込ムコトトナリ、兩地間ノ貸借ハ自動的ニ決濟セラレルヲ
アル。

以
上